

国の第2次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金対象事業について

【調査概要】 令和2年6月29日開催

町の新型コロナウイルス感染症に係る「国の第1次補正」対応の地方創生臨時交付金事業については、定例会6月会議までに予算を補正し実施してきましたが、このたび、町より「国の第2次補正」対応分の交付金対象事業（案）が示されたので、調査しました。

【論点と意見】

町民・事業者の説明・啓発し、関係機関との連携強化を！

1 今回提示された臨時交付金対象事業について

今回提示された12事業については、概ね妥当であることを確認したが、次の点については、事業内容等を検討されたい。

(1) 町内事業者向け「新しい生活様式」準備支援事業については、一律1社10万円の交付で、計画・実績を求めないとの説明であったが、少なくとも町として、どのような「感染症拡大防止対策」等を求めるのかを示す必要がある。

(2) 一般町民等に向けた「新しい生活様式」については、備蓄品等の配付が計上されているが、今後も想定される感染症対策として、予防の徹底（手洗い・消毒・マスク等）を継続することが最も重要であり、計画されているごみ袋の啓発ロゴプリントに加え、防災無線やチラシ・広報等での啓発を盛り込むべきである。なお、手洗いについては、ぬるま湯が推奨されており、利用できない施設（福島中学校等）の早期整備を望む。



教室内に設置している電気温水器
（福島小学校）

2 今後検討する臨時交付金対象事業等について

今回提示された事業は、国の第2次補正に対応した町の第1弾であり、今後の事業計画作成にあたり、次の点を考慮されたい。

(1) 特に濃密な接触を要する医療機関・介護事業所等は、これまでにない対策費をかけて運営をし、今後想定される第3波・第4波に向けて新たな対策も余儀なくされる可能性があるため、しっかり状況を把握したうえで支援していくべきと思慮する。

また、第3波・第4波の予防や当町からの感染者を想定し、医療関係者・高齢者福祉事業者・保健所などの関係機関が共通認識を持つ必要があり、課題について協議する会議を設定し、対処方針を作成、町民へ周知徹底されることを強く望む。

